

2023年9月7日

お客さま 各位

東山口信用金庫

「当座勘定規定」の改訂について

「ことら送金サービス」の取扱開始に伴い、「当座勘定規定（一般用）」を下記のとおり改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2023年10月2日(月)

2. 改定内容

当座勘定規定の改定事項は次のとおりです。

変更前	変更後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 提示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、当金庫の判断により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし、それにより損害が発生したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>